書留　文久三年八至九月

文久二　八～九

服部文庫
イ 17
2189
13

文久癸亥
会津関書

八月中より九月初

墨分幸一校

服部文庫
イ17
1289
1734

117 特
2189
13

御山城之印

[illegible]年[illegible]月[illegible]日　大坂御城代松平信[illegible]より[illegible]に移[illegible]を呼出[illegible]

大坂表防禦之儀[illegible]　尾張大納言殿

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

○九月[illegible]出八月[illegible]

以上六通八月廿六日[illegible]九月[illegible]出

一宸筆ニ寫 八月廿二日金澤表ヨリ見

是迄古仏ニ真偽不分明ニ候ヘ共出像ニ真実ニ候存寄ニ候間此度清国同人ニ遣ス

ニ相成ニ事

一金澤表ヨリ[illegible] 八月廿二日

[illegible]

[illegible]

近苦[illegible]

[illegible]

一八月廿九日廻状　伊下　阿波

当職国持之事ニ付　一応面会致し　家老之者ニ

伊下面会仮仕置之儀ニ付　内々ニ吟味出来候ハヽ　内々ニ吟味

職分之方々ニ内々指動之儀　国元職分之

但天下年月之儀　都合之趣ニ

伊下事

一八月廿九日　伊藤[illegible]

一九門[illegible]宛　[illegible]

指[illegible]大以[illegible]通[illegible]

一先入之人[illegible]

[illegible]

一松平伯耆守書付

今年七月伊藤野[illegible]

京[illegible]

別紙

松平伯耆守

一[illegible]山内伯[illegible]書付

[illegible]

[illegible]

別紙

[illegible]山内伯[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

金松様　　美濃守様　　津田左近将監様　　青山

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一於年寄交渡書付

先般和蘭商人ヘ渡し候中根一之丞ヘ之書
付書之内寄之一件ニ付年寄書一之丞ヘ渡し
候内寄之儀ニ付而ハ別紙之通ニ書之相渡し
申候事

別紙

八月十三日　於年寄交

少倉領人数之儀ニ付而ハ別紙申上候通ニ
付之別紙之通ニ書之ヘ渡し申候事

八月十三日　於年寄交

別紙

一去ル五月中ヨリ異船渡来ニ付少倉領櫓業村
ニ用石炭ヲ用ル事

此節和夷拒絶之儀ニ付而ハ　年寄ヘ
仰付ル事ニ付之期限ハ心夷船ヲ見届ケ不及
拒絶及猶予之儀ニ付而ハ出張之者ハ十日ヨリ夜ニ掛
ル事ニ付夷船ヲ見届ケ数発及砲撃ヲ受ケ候ハヽ直ニ
ニ而之砲打致シ少倉領ニ而陸ニ而ハ事ニ
一外夷拒絶之儀ニ付ハ　年寄ヘ
致シ事

此節ハ外国ヲ拒絶ニ付不日ニ拒絶ヲ為ル
ヲ拒絶ニ付之事ニ相考　朝廷ヲ思ヒ我ヲ信ハ且
夷情報ヲ面ニ認ル事ハ仮令ハ出張之者ヲ
ニ而ハ出張ヲ一同ニ書之事ニ及ハヽ事ヲ
不申事

一去月ヨリ相生ヲ越ニ付之儀ハ他領人数武器不相揃ニ

不法ニ而業有ル由被申候ニ　八左衛門ヲ不呼出来
[illegible]
世間ニ[illegible]
三奉行対　[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一大坂表ニ[illegible]
門役[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一同帝　峰氏信

[illegible]

一大坂住吉橋而　口上

[illegible]

[illegible]

十三屋　織田孫[illegible]

中津川中[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]

[illegible]

[illegible]

一柳十左衛門

[illegible]

[illegible]

[illegible]

別帖

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible] 日上

[illegible]

[illegible]

一 [illegible] 日上

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

時信

[illegible]

一 [illegible] 日上

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一書面を以て郡山下市を書付
以使行其書を以て郡代通知
日数張を以て郡代通知こと
山口伝右衛門
伝与力

一枚

右国一枚
右通知書面を以て郡代
別紙
一昨廿五日夜七時下市役場天誅
用人分原下市役場
村役人
右月廿五日
郡役所

上市村
木屋又兵衛
村役人

右之通り郡代中下市役場へ書付
其方へ金千両用立ル
こと
他役場へ
大限雑部係
夕方ニ金五百両
右之通り郡代中下市役場へ書付
右之通り郡代中下市役場へ書付
右之通り郡代中下市役場へ書付
郡役所
郡代
郡役所

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]年[illegible]月[illegible]日

宇[illegible]郡

[illegible]村

[illegible]村

新所村

[illegible]代

[illegible]

[illegible]

[illegible]

仲五

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]年[illegible]月[illegible]日

一八月[illegible]日[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一井伊掃部頭家来より

正親町少将様長州表ゟ帰京ゟ使者を以て処置等の儀

関白様ゟ別紙を以て申越ス

内五十人ハ長州ゟ去る

井伊掃部頭人数内別紙書面の通り長州表

ゟ帰京ス此度書面を以て

八月廿九日

別紙

正親町少将長州ゟ帰京ス 御使者を以て不今般為処置ス人

数内五十人ハ長州ゟ直ニ彼地ゟ帰京ス 仍如件

一日付

去月廿九日長州ゟ帰京ス 内ハ代稲葉兵部大輔ゟ

出張ス大和国浪士及礼場ゟ百姓人数別紙

井伊掃部頭内

小泉隼人

通ス

一長州ゟ帰京ス人数内ハ出立彼地ゟ長州

陣中ゟ此度書面を以て

九月廿九日

井伊掃部頭内

沢村左平太

別紙

中山家ゟ当月廿五日大和国ゟ浪士大和国諸方

傍ゟ帰京ス 礼場ゟ百姓ハ右ハ諸方ゟ

京ス 但ハ右ハ人数ハ

京ス配所ハ追ゟ新撰組ゟ勝手ゟ

一

掃部頭家来ゟ傍ゟ 御表向ゟ

京ス 御表向ゟ

不審ス 御表向

掃部頭人数ハ

時宗教法義　南部中ハ法義上方西国ニ於テ信者
先祖ハ本格別ニ家　南部信者ハ即今京都ニ
形骸飛来ハ切ニ作像深心痛ニ堪ヘ　掃部頭義ハ
唐土用者多精勤ニ段度能ク天竺始京都ニ勤静是ハ象
府ニ和安尤奉勤ニ像ニ存　中流書ニ南部信者
像且世度書五ニ　伝ハ像ニ前文ニ流布深心
ハ時宜世度書五ニ日用ニ印ニ原資ニ
新上ニ在西ニ中ニ申ハ以上

九月廿日　井伊掃部頭
富田修理亮殿

十ニ月廿九日ニ本書出ニ尺ニ無伝別ニ
尤五陸静ニ上ニ奉府ニ本書

一　長部治部ニ宛ニ書状

派士郎ニ云数十人和州ニ奉陣ニ焼拂ニ我ニ作来深内ニ
去ル取害乱妨ニ信ニ私領内ニ入ニ新捕ニ
不ニ云ニ此ニ大坂中陣代ニ年伊ニ不ニ長ニ
西河州向田村ニ毛ニ抜ニ
以ニ拂世ニ乗ニ具ニ用石ニ
人ニ取別代ニ向ニ

十月廿日　長部治部殿

別紙

十ニ月廿日出

青沢ニ人　長部ニ人
義士二十四人　書
右ニ小伝ニ足ニ
用ニ

月日ニ人
分科ニ人

一九月二日江戸表の儀
市城并市郭内外諸市門警固に付
に市者仮令内外市家数十分の一
右之通に市者に一人宛

一桂村藩内手当取計書付　前に記す捷書より　九月二日附

一別紙之通書

一事を聞き去月廿日脱船出来候に付
方御下に押寄大小砲打掛け候に付
首七ツ生捕二十人其外捕り取し
砲庭藩手負人其外怪多人十三人
平長岩常武倚掛屋
市感　是も先不取敢出張
市感桂村藩
上長州藩

九月二日

桂村藩内手当

一九月二日和泉中者に内々手当

上方面不容易事無之に付人員
桂村藩内手当に付
川　市藩別紙
面内手当に付
桂平治坂
市藩別紙
有馬遠江
井上河内
水野和泉
板倉周防

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

九月四日

白山飛騨守

佛蘭西金花ミニストル
エキセルレンシー
ドセンデベレクルル

一書翰ヲ以テ此度汁家川表ヲ[illegible]人一名騎馬途中ヲ[illegible]
候得共[illegible]ニ[illegible]ル[illegible]ニ[illegible]ル[illegible]

[illegible]

文久三亥年九月吉日

松平豊前守 花押
水野和泉守
板倉周防守
井上河内守
有馬左近将監

英国新公使

一九月[illegible]

今度[illegible]

[illegible]

同文[illegible]

生麦事件

松平出羽守

[illegible]

九月廿日

井伊掃部頭内
澤村左兵衛

一[illegible]

松平紀伊守

[illegible]

一[illegible]

松平紀伊守

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

九月廿日

井伊掃部頭内

[illegible]

九月二日

別紙

今般　[illegible]　御出張[illegible]　御出張[illegible]　成功
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]

一[illegible]

十月十三日[illegible]

[illegible]

九月二日

[illegible]

石川保之助

別紙

[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

去る[illegible]日[illegible]通去る[illegible]晩[illegible]和州[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一紀伊殿ロ陳所ハ

去月廿三日浦人郡之左平人紀州高野山ヲ出シ七人法学
修方寒地院ヘ入ル其内人数ハ百姓ノ子ニテ万一山中之窮及飢渇ヲ救
ムタメニ也付人数ハ出ス事ヲ止ル

九月

一

亜墨利加合衆国ミニストル
エキセルレンシー
ロベルトエフワブライントル

書簡ヲ以緊要ニ事件ヲ素ヨリ其者共ヲ内其表ヲ出張望
ム旨ヲ郡代ヲ以テ公使列席ヲ願ヒ申ス

水野和泉守殿
板倉周防守殿
井上河内守殿
ヘ

拝啓交誼厚ク御ヲ信ス

文久三亥年九月廿日

阿蘭陀コンシル九七子フル
エキセルレンシー

右同文ヲ
五カ国ヘ列席ヲ

日本貿易新聞第廿三號 千八百六十三年第十月十四日
文久三年九月二日

神奈川開版

去ル土曜日 西十月十日 我八月廿八日 七年後我等ハ大坂及ビ京都の騒動ヲ逃告ヲ
得ル事ヲ是蓋シ確實の説ヲシテ更ニ疑ヒ無キ理無キヲ以テ家
等名例の如く速ニ之ヲ衆人ニ布告セリ
此新聞ヲ重大の事件なるヲ故ニ我新聞会社是ヲ報告セ
ル事甚タ匆卒ヲ出シ事是ヲ以テ其文義或ハ誤リ易キ者ア
リテ我ヲシテ廣大無辺の思ヒヲ生セシム然ルトモ其ヲ是リヲ
ヲシテ我等更ニ他の報告ヲ待ツ所ヲ正シクスト雖ト
ヲ

去ル日曜日 西十月十一日 我八月廿九日ニ我等ハ江戸ヨリ次の報告ヲ得ル事ヲ但シ此報告
モ同ク之ヲ開版シ蒸気船ニ托シテ之ヲ長崎及ビ上海ニ贈ル者ナリ
等ヲ飛ル海ニ贈リシ新聞ヲ実ニ信用ヲ置キ者ナキトモ猶

少〻之を改めざる事を得ず
大名は皆京都の公卿との間に劇しき戰あり且大坂及び
其近傍にも亦爭亂起りて和州の代官及び其配下殺害
せられしる者少からず
来月八日（我九月廿七日）に一橋公横濱に到り再び豈原の主
意を継きて外國人と當港より退らしめんとす若し一
橋公此の意を達せざる事能はざる時は諸大名各自分
力を以て是を行ふ一是に依て彼の大名等既に五万
の兵士と迅速つき用意をなせり其他外國人と交易せる日本
商人と襲撃せる事あり其両人は既に大坂に於て殺されり
上に挙げる者は援りて前に浮べる新聞の後ある事と知れり
其後我等之を聞けり長州黨を屬
諸大名の携夫説を助けん為めに一人の殺害を依嗾して諸
神を拝せざる如くと但し　天子は長州の陰謀なりとて其
天子を劫かす一政府を奪ひて自分将軍職に任せられんと企
つる事と知きてりとつるも已む事を得ずして其宮室を焼
と欲するに至れり
且長州は野戰炮三挺を得ては、　天子の宮室及び其都
府を焼打しんと
細川越中守は長州に敵対して暫時の間は彼を援義な
く京地を退らしめしを
越前は其他高貴の諸人殺害せられしるを以て双方とも死
せる者少からず
長州は　天子及び　大君に向ひて一撲と起せる事明白なり
是を以て　大君は船下の関を退る者なれば大則ち書く之を奪
ひ或は之を焼炮せり　大君は全權酒井侯及び其他の諸人を

長州を悉く其領地等を奪ひ取らしめんとす且　天子に長州の官位等を除き國中の最賊たる者を貶せしめ命を下し　天子此命も只中途に止りて遂に此暴逆を屈伏せしむるに

大抵是と同時頃に大坂に於ても亦一の爭訟ありて長州人運上所等に代官所と驚ひ其出納官の重役人即ち此府の副代及ひ其他此諸人を殺害をる事少からず然るに浪人即ち暴逆人等は竟に敗北逃遁し

毛利（長州）は江戸長崎及ひ浦賀等に至る迄日本國中緊要の場所毎に多くの其同族の人を置き

西三の方前に　大君は側に於て別段諸大名の會議あるしか小笠原は其意に復し外國人を逐ひ攘ふへき詳決を再ひ之

を度して此を意を行はんが為に取極たる期限を亦之を引き延はすに至れり

方今日本人は專ら毛利暴逆此事に就て甚心意を苦しむるの故に之に比較すれは外國人の一條は猶稍輕き事なりとして之を顧る遑あらざるなり

日本人は此中に種々の說ありて或は速に毛利の騷動を鎮靖するとして若干を或は之に由て盛に戰爭は基本を開くへき說を為す者あり

イトカヤの殺害

今日午後九時三時頃に我等將に此新聞紙を開板を人とする方りて横濱在留地より九里二里許（英二里は我一隅ちくる里より稍短し）イトカヤとふ村に於て外國人を殺害したる者ありと告る者あり

是に於て同社中速に馳せ出し殺害の場所に到りて之を見る

に殺害されしる者は亜佛利加第三拔隊龍の一部にして方今横濱に在留せるロイテナントカムツトといふ人なり其殺害の暴悪なる事を實に忍るべき形状にして其右手を手綱を握りおうら身体より切り離されし其頭頭及び身体をすべて創を蒙りたる盖しカムツトを允々午時頃に馬に乘して徒行したる由なれども其殺害される事を允午後二時頃にあるべし

我等横濱運上所の通弁友者之を聞くに殺害人は三人なりといつて然れども我等之を考ふるに例の如く其同勢尚多のるべし

午後第六時にカムツトの死體を横濱居留地に送り各之を護送せる者を英佛の騎兵歩兵並に佛ミニストル其外伍て諸國の全権公使及諸役人にて諸士の多き人數にして是皆其注進を聞くや否や直に馬を走らせ殺害場に至りし者なり」

合衆國のコンシユル及び英國のコンシユル和蘭の使節館に在るメツトマン及び醫官センキンス等各第一に殺害場に到着したるに然るに事既に過きて之を救ふ事能はず殺害人として其業を遂けしむるに豈哀むべきに堪らずや

盖しロイテナントカムツトは行年廿一歳にして實に其成功を望むべき少壮の將長なるに是を以て彼れの不幸にして禍に罹りたる外國會社中誰か悲歎をさる者あらんや

宮庭天之訳家

一九月六日校合関係史料

[illegible]

[illegible]

上聞に[illegible]

[illegible]

一九月十日国家[illegible]川陣[illegible]四郎[illegible]

（京都ニテ八月廿四日国州ヘ四郎）

先是廿一日仰出サレ候旨ニ（二通）従一位[illegible]

宰相父子（一所被仰付ト云文ヲ仰陣ニテ段々此ヲ仰出サレ）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一英吉利人ヒ返書

[illegible]

文久三亥年九月廿日

水野和泉守
松平用[illegible]
井上河内守
[illegible]

會津　　新皮

一八月十六日飛脚差出ス筆ノ原
今暁来飛脚ヲ以テ形勢混雜ニ付
之原　即陽ヲ
仰出ス事

嘉慶ニ者吉ニ[illegible]

松平肥後守

一

其藩ヲ者ヲ以テ精ヲ尽シ
藩ヲ会ヲ中会宜敷都ヲ
但藩諸物ヲ大人数除
[illegible]

松平肥後守
口ヲ以テ後当諸
[illegible]

一　祇園張紙　前ニ出
一　立番張紙

松平肥後守

世者礼逆之徒を為ふひ吉十八日時変に乗し突然として西伐ハ
兵威を
大世とハひ尚我ハ之実を以て
計入人と称る素ハ大義に別て毫髪も不屈とりかと実
る天地神人目撰すしてハ天未一百と雖も不一徳川氏
未曾有之逆臣必天誅不免者也

戌八月廿日

右之条相掛屋敷ニ高札張立事

別紙

奉預り事

井伊出羽守ハ世度之度段華を以格別之厚恩を蒙
ひ之度世英之後孫之義和之道西を追け邪毒之あと
を極き日尾ハ相叶ひ為上ハ為一入ハ用ハ三ヶ年世者
世神物と号を呼ひ之を以て今日之乱を為ス者と為
ス者ハ帝京程近と申上京之居候方ハ井伊出羽
ハ間敷と之方ハ出ス為ス者ハ為ス者ハ
叶万端ハ首尾ハ為ス者ハ
為ス神州之帝脉も連と絶ハ
程を存ハ
ひ者ハ
乃設下原酒井左衛門尉ハ井伊出羽守ハ
ひ者と号ハ相掛屋敷中ハ為ス玩物　閣下ハ
之者と為ス者と為ス　帝信之事ハ議之者
少一百ハ
為ス者ハ
戌八月

一八月廿四日　於京都

信濃国金庫米四千石作出ス　城内書院ニ出帝肥後守
ヲ召ス　帝自見枝葉周防守ニ別紙書付ヲ
、渡　上意ヲ以テ書付ヲ大目付ニ被下ル
帝持ヲ以テ大小ヲ周防守ニ為授ル
今度於京地不容易事ヲ言ヒ
屈強ヲ以テ先不取敢拵料ヲ左ニ
為持ヲ以テ遣ス
其方儀一国ニ是ヲ拵別ニ書付筆一通有
帝刀　筑前国真行
帝服ヲ　信濃国守重

一八月廿七日　於京都

此度ヲ以テ内ヲ以テ　親王帝封物　東慶ヲ以別紙
之通　宸筆ヲ帝書ヲ見ル　帝持ヲ以テ帝書ヲ　東慶ヲ　絹ヲ足
ス　頂戴ヲ延其外金ヲ方ヲ別紙通ニ記ス
仰

宸筆ヲ写

是迄ヲ彼是真偽不分明之像有之ヲ得共去十八日以後申出像
ヲ真実之朕存ヲ度問此造諸侯一同心得遣ヲ旨ヲ以テ事

帝書付ヲ写

去十八日依百日速参　内　禁中警衛ヲ武家ヲ像ヲ
東慶侯依ヲ帝持ヲ以テ帝書ヲ　東慶ヲ絹等賜ヲ候　岳王ヲ近若
守　四辰侯ヲ賜物候ヲ可記ス事
依人数多少ヲ記名前ヲ為紙ヲ不用ヲ

松平肥後守
上総国夷隅郡
加茂山内
分部右京亮
松浦壱岐守
一柳色部
加賀国
[illegible]
中川右京
雲州
南部左京亮

松平相模守
松平伯耆守
松平伊勢守
山内
戸田采女正
中條中務大輔
肥後
長谷川
信濃州
加賀国

松平陸奥守
稲葉長門守
[illegible]
京極佐渡守
加藤山城守

水戸家来
久留米
紀州

一

会津聞書

新皮

松平肥後守
平岡熊吉

[illegible]
越前国[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

元年

[illegible]

一九月[illegible]

[illegible]肥後[illegible]石[illegible]

[illegible]

一九月[illegible]

肥後[illegible]

[illegible]

右[illegible]二條

[illegible]

一[illegible]

御神[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

別紙

方今対馬藩ニ対シ強国ヲ以テ脅迫ス　ヲシテ地ヲ
ヒラカシメ　海内ヲ平ニ　海外ヲ鎮ス　ヲ以テ
之厳重ニ造船ヲ禁ジ海防ヲ怠リ外夷ヲ招キ
其罪ヲ鎮定ニ至ル時ハ　且更役ヲ課シ其ヲ民保ニ
御仕置ニ事ニ

右之通御領之長崎ニ於テ　九月

一阿蘭陀ヨリ改ニ書ヲ　吉月十九日ニ西洋ヨリ出帆　別紙之通阿蘭陀書ヲ以テ
之ヲ　伺ヲ言事ヲ　被仰付ニ　別紙書面之通野蛮ニ
ヒラカシメ　海内ヲ平ニ　海外ヲ鎮ス　ヲ以テ　九月

別紙

吉月十九日　阿蘭陀　長崎ニ　長崎奉行ヨリ　長崎ニ　長崎ニ

天下ヲ治ル者ハ　必ス天ニ　仰ク　天ニ　仰ク者ハ　必ス地ヲ
開ク　開ク者ハ　必ス人ヲ　人ヲ　治ル者ハ　必ス法ヲ　法ヲ
行フ者ハ　必ス力ヲ　力ヲ　用ル者ハ　必ス財ヲ　財ヲ
掌ル者ハ　必ス人ヲ　人ヲ　使フ者ハ　必ス義ヲ　義ヲ
知ル者ハ　必ス学ヲ　学ヲ　為ル者ハ　必ス師ヲ　師ヲ
求ル者ハ　必ス道ヲ　道ヲ　行フ者ハ　必ス時ヲ　時ヲ
待ツ者ハ　必ス命ヲ　命ヲ　知ル者ハ　必ス天ヲ　天ヲ
知ル者ハ　必ス人ヲ　人ヲ　知ル者ハ　必ス己ヲ　己ヲ
知ル者ハ　必ス天ヲ　天ヲ　知ル者ハ　必ス人ヲ　人ヲ
知ル者ハ　必ス己ヲ　己

[illegible]

九月八日

一市橋[illegible]

[illegible]

九月[illegible]

一海陸[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

九月

書面之通[illegible]

九月七日

一[illegible]

[illegible]

九月七日

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

九月七日

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

九月九日

仲五

[illegible]

杉孫宛書簡

九月廿日

杉孫宛

一杉孫宛書簡の写

和係兵隊出張に付ては書面通杉孫宛伺書に付ては別紙写届候ては
則今日相見仕候諸使共者長州中に伺て別紙写届候ては

九月廿日　杉孫　容堂

別紙

土佐前侯宛

遠て不穏の時勢急帰国相成の方迅速出発致されたく　伺事

一仙石侯宛書簡の写

先達て三藩一致して毋度国家の為に奮戦致し西陣長州人数を以て
必和州一件も来る廿五日帰坂相成て人数引れ此上人数、家老
より早人数を以て相成候ては家老者ども侯に
三日間不参致して人数引れ此上中に出発致し候ては

九月廿日　仙石侯宛

一長州藩士数人京都へ来候

此人数演説致し候ては和田村浦出張
押寄国家新聞等出張致夫れ屯所不切迫手詰の一戦に
付き変右形勢に付ては早院屯所何と長迫致候に付き
人数と多の押寄変国所へ験新聞地賊出村家人数と陽
材木の為賜暇に付き人数と山崖路新聞不村中
陽へ大小砲百発を及流我敵と二隊に分前一隊又敵と
兵林木の間に費に大破農家に四不敵中方に敵況
陽に別紙の通分取に相成に綿撃に陽に農砲に付き
押敵に屯所に敵に上に人数に陽に
陽に人数に陽に陽に陽に陽に陽に陽に
百敵に

九月九日

別紙

一白木綿　　一疋
一大砲本体　　一
一刀　　一
一ちょうす　　一
一本銃　　一挺

右之通去月分金銀多分仕候

日本貿易新聞紙第二十四號
一千八百六十三年十月廿一日即我文久三年九月九日横濱開板

當月十四日暴逆なる殺害人の事に付て去過日の新聞紙中
に報告となせしのみにて尓来未だ此事に拘はる他の
著明なる景況をつけさりきとよ様なるとよ様合をなせる
開港以来外國人の殺害をなされしこと此の
如く今度と又甚政府に對して諸件を到達せる此の
如く暗地に災害を受けしこと不幸人の姓名を記せし目録今
甚切加せり如何とのれた今よりてまた嘗て甚償の
為に一個の解死人をと出たるなれかなれいかなる思らくを日本
挙國の人民皆うらふかる校黠暴虐に所行と好めるか
らんか
日本方今の形勢を推察するに其根本は法律大変革と受

今の期に至られたる実に挽回なし難うして且無益の闘争
と成て止時無きに至る今般の一条に付ても政府を例の如く我等
と同意なる由をいひ出し此際速に殺害人を召捕るべき手
段を政府の力の及ぶ程為計ふべしとの約定をなすべしと
とも申すいつもの如く無益の事なるべし此日より既に八月を
過されども今に至るまで殺害人の手掛を知る
能はざる政府此の如く怠慢且十分なる事なるべし以て察すべ
なるべしと雖も実に難き事なるべし殺害人未だ二
十分時の経を延け迄いまだ聞に既に此災害を訴へ知らせられ
しも且此地なる開けて人民の多数や奉行の役吏
各其職に備り其処に充満なるべし青天白日の下に於て白昼
しかるべしと言解難きなり而して
未だ事のなるに至らざるを思慮に労するなる実に甚無益なり此

事に於ても政府なるべき意表に出づる奇策なん事に
我が深く希望する処なり仮令奇策なるも法外の償をも
いとわず事疑しきなれば夫れ政府なるべし十分激励一理の
所為をなすべしと称する毎に毎日目前に災禍の迫る事
なる時のみなる限なり
此今の騒擾に景気甚衰微し目下なる高貴に至る迄
なく殊に輸出の物品なるべきを自然不安の故に甚価格別
に騰貴を生じ迂頃猶四度して少許の出荷相場を猶絹及
び茶の品位に比し一層なる実に輸出人等の困難する処也
又此の如く衰微を都に根元を失ひ張れなるべし向後と雖ども是迄怖を
坂の商人として横浜と思出をもの如き一週日間に於て横
浜許多の商石をして戸を閉しの或を今日の家節を変

ちまなこ玉は南方に騒動を江戸の騒擾を引起し且都下に
人民をして豫め不慶の備をなさしむ
毛利一揆に禁裏を驚ひし江を江戸に達しを待　大君は即
時上洛の令を布告せり　如し其方今の機會を省て　大君若
し再び江戸城を出発し当更騒乱を惹起せんと大名等評
議迫りたるを以て宜しく此志を廢せしめんとせり
此事に就て大名数輩を撰任せり就中松平慶永酒井雅
楽頭は多人を京師に上せ京大坂に留屯する許多の大名を指
揮連合して毛利の逆賊を慶買せんと事に伊達と同意決定
せり　下総守は陸路を上せ雅楽頭は海路を蒸氣船にて大坂に海路と
進ませり　此時使進發の日は実に日は九月二日なり
御門は此の如く不忠なる長州に堂て恩恵を与へ其恩を事と
今更覚悟して悔ゆる是なしとせり

平等当三月以前江戸に請願書を書籍にて次件の事を知れり
御門は対する毛利の攻撃を薩摩土佐長州及び帝族当三
家は一味徒党の者なりと
襲攻の朝に陪して薩摩と土佐とは情愛を全く
京師より退去せり
長州一揆を防禦する為の大名を速に　林家義と紀長慶にて実に
御門の為に態切に力を尽せり　御門は毛利の陰謀
を覚りて其守護職を免し且参内を禁止せり
御門の叔父ナカ子親王様を今は　御門は必ず帝位を
嗣くつき人となりたる此人自ら帝となるの望ありまを輙く
一揆党に誘ひ込れし也
当今は公家　即ち宰相の職掌を蒙る先一帝の後胤なる
徳大寺大納言と共に一揆党に加はりぬ

日本八月十七日ナカ子親王を以て長州及び徳大寺大納言を二挺の野戰砲を以て　禁裡を向ひ炮發して攻め寄せ　然るに會津肥後細川及び他の大名等馳集りて　御門を守衛し奉り劇烈の戰をなし　此賊軍をして遂に敗走せしめしとて

御門を御守衛を受け居られ而して　御門の右又及ひ（クゲン）

即ち宰相を長州と共に逃れ去り　事疑少なくて

於平越前守京都の騒動中に殺害せられ　事明なり（横浜毎日新聞紙）

（越前守殺害せられたることは　その事誘と四月ケ月）彼れ此頃差し迫り江戸に到着せり

毛利の所為と捕縛せる為に政府より若年寄せる監察使二人を送

せらるる蒸気軍艦チヨーソーマルを下の関に向いて行きしの運上所

の落ちきるに淡路の砲臺を砲撃して砲撃を清けるも又其後下の関

を奪ひられるも皆此船をもって　又其後下の関

此チヨーソーマルを一人の監察使と共に下の関に抑留をられ他一人の

監察使を下の関に相向つる小倉の地に逃れて後江戸に歸り

とゝに是又運上所より下の関に到りて其他数人又之を捨てり

○ロイテナント、カームスの葬式

方今當港に滞留をる佛帝の軍勢中亜併利迦の健卒者二拾

隊就の士官カームス樓居留地にて半時間遊歩をなせる間

に或る暴人の為に切害せられし不幸の事件を過日の報告に

記載せり　故に今再ひ其委曲を記す

此殺害を過ひし　至極至酷の光景を寄に人をして且驚き

且慌せしめ

合衆國の將官バンクスを此変を関して否第一番に弛弩

なる秘を捜査せしに一時を体を離れたる変に切落され加之

身軀の中央に受けたる大疵に脳を破る程の深手なれども絶の

出血もなし　蓋し絶命後に一太刀を与へられたるなんと思る

又胸部に脇より背を大なる洞を穿て是迄を刃を衝き込み殺し
たるものと見へ
此外数箇の深き疵を負へる何れも死に至るべき程にて寡婦惨酷
修羅の所業なり
事の次第を聞て次の午後四時葬送を布告せり
葬送の当日なる今月十五日 我九月三日 午後四時より仏国ミニストル始め
其葬式の列を正し加特力宗の寺院に至り棺を礼拝堂の机上
に安置せり右側に アトミラール同官コーベル及び当在の海陸
軍に長官並に左方に仏国ミニストルデベルクールト及び諸国のミニストル
並に領事館附属の士官四人侍立せり其他海陸の兵士市中の人民頗る
多く此寺院に群集せり 相葬送の儀式を掌る友負を相
ひて最丁寧なる礼を施し埋葬終る事と畢る

○江戸の大火

今月十六日 我九月四日 夜半過頃江戸馬喰町を出火せり是に表通る高家
及び旅籠屋の元治せる街市なり此所を焼拂ひ後風向変り
火勢益烈しく江戸に於て尤名高き長崎富貴の元治なる塩町
横山町桶町横山同朋町若松町材木町久松町矢倉山伏井戸濱町
及び屋敷丁等を焼拂ひ此火焼の際に一焔を被りし大工及
職人等に数多住居せる小傳馬町にて之に没せり此火勢次に油町
及ほん長町に富商の多きる訪ひ至り十七時前に至り火
勢く銘々我等四者明なる街坊の名十五を記せるを以て其火
の大なるを推知べし
毎年此の如き大火災あり是のみならず僅かの裏借なく人家
初の如く再建四度に至り亦驚嘆に堪へざる
横浜天王建立之事
既に一ヶ月前に芳信を示せり 天王祭拝堂落成して今月十日

日曜日ヨリ初メテ扉ヲ開ケシ世界ヲ内規六千尺ト罕尺ヲ建ル者
ホーテ元来亜米利加人ノ造営スルトモ英國エピスコパル宗門ノ
寺院ヲモツテ英國政府ヲテ其入用高ノ半ヲ出銀セリ

金銀の相場

當時　賣直段　外壬人一分銀ヲ以テ日本人洋銀ヲ出ス相場ト
　　買直段　日本人一分銀ヲ賣テ外壬人洋銀ヲ買ヲ相場

紅　洋銀百匁ニ付二百四拾三文
クリ　二百二拾八年　拾三年度八分五リ

渡辺一郎
竹原鎗次郎　同譯
柳河春三　再校

一　英吉利人ヒヒ正書

　　組利太泥亞　ミニストル
　　エキセルレンシー
　　イシンドレヨシニール

英國第九月廿四日付ノ書翰幷ニ慶応元年度在庫中ノ記録ヲ以テ
軍艦慶応元年ノ記録ヲ以テ記事件ノ抜粋ヲ了
ヲ以テ右ノ如クニテ其旨ヲ言上ス
姓名ヲ掲ケ上四度ヲ以テ先ヲ人ヲ度ヲ以テ
　　水野和泉守
　　松平周防守
　　井上河内守
　　ヲヲヲヲヲヲ
　　文久元年九月分

一九月分ヨリ中旬迄一ヶ月ニ限ル
立ヲ高ヲ以テ幕高ヲ高ヲ以テ仕ヲ
町場ヲ仕ヲ所ヲ面所ヲ其ヲ中ヲ

[illegible]

一 九月 [illegible] 八日

井伊掃部頭

桂村治右衛門 [illegible] 先年二浦士を押寄五戦等致候
[illegible] 長度国為天川辺に出張 [illegible] 下市村迄に出張
[illegible] 押寄候 [illegible] 為加勢相
[illegible] 為加勢相

同月 [illegible]
同文言
同文言

[illegible] 田辺
[illegible]
[illegible] 田[illegible]

[illegible] 和州天川辺に出張下市村迄に出張 [illegible] 押寄
[illegible] 年 [illegible] 加勢 [illegible] 井伊掃部頭 [illegible] 田辺
[illegible] 九月 [illegible]

桂村治右衛門

今般掃部頭 [illegible] 辺に出張 [illegible] 家来 (壮健
[illegible] 桂村内 [illegible] 四) 御中 [illegible] 人数 [illegible]
御加勢 [illegible] 石押寄 [illegible]
[illegible] 百石以上 [illegible]

一 九月 [illegible]

[illegible] 年 [illegible]
[illegible] 年 [illegible]
市川無男

[illegible] 隠居 [illegible] 年 [illegible] 桂中 [illegible] 二人 桂村
[illegible] 年 [illegible] 十四 [illegible] 家来 [illegible] 川信[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]年[illegible]役一吏人支[illegible]京[illegible]修[illegible]帰国[illegible]事

別紙

[illegible]百萬[illegible]　勅使[illegible]書[illegible]二通返[illegible]事